

Title	農業集落の性格規定について
Sub Title	On the classification of Japanese villages
Author	小池, 基之
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1958
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.51, No.7 (1958. 7) ,p.557(1)- 575(19)
JaLC DOI	10.14991/001.19580701-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19580701-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書評及び紹介

パンカースト著

『サン・シモン主義者ミルおよびカーライル——近代思想序説』………飯田 鼎（公）

農業集落の性格規定について

小池基之

- 一 はしがき
- 二 経営組織と土地利用
- 三 技術水準
- 四 兼業の諸形態
- 五 総括

昭和三〇年以来農林省統計調査部においておこなわれている「農村動態調査」は、農家を中心とした従来の調査と異なっており、農家の集団である「農業集落」を調査単位としていることにおいて、特色をもっている。ここに「農業集落」とは「農家が農業上相互に最も密接に共同し合っている農家集団」をいう（農林省「臨時農業基本調査・農業集落の決定ならびに調査区設定手引」昭和二九年八月・一一頁*）。「農業上相互に最も密接に共同し合っている」とは「具体

農業集落の性格規定について

的にいえば農道、農業用灌漑排水施設、共同林野、農業用の各種建物や農機具などの利用を通じてお互に協同し合っているばかりでなく、ゆい、手伝い、または共同作業を通じ、あるいは農産物の供出または共同出荷など農業経営のあらゆる面にわたる協力はもちろん、冠婚葬祭その他の生活面にまで密接に結びついている」という意味である（同上）。「農家」ではなく「農業集落」がここに調査対象とされたのは、なによりも、農業構造をあくからかにすることを意図してであった。農業構造は「必ずしも単なる行政上の便宜から区切られた行政区域などによってその様相を異にしているものではなく、自然的、社会的、経済的諸条件によってきわめて複雑な発展を遂げているもの」であり、「同じ町村の中でもいわゆる部落によってその農業構造が著しく異なる」といわねばならない（同上五―六頁）ので、農家を単位としそれを町村ごとに一本の統計として集計するという従来の方法では、立地条件の異なった、農業組織に差異

のある、それぞれの地域のもつ農業構造の特色は、適確には把握し
 たいものとなるおそれがある。それぞれ異なる性格をもつ諸部
 落を町村別の統計にまとめてしまふ結果は、違った性格や構造が相
 殺され、その平均はどちらの部落の農業構造をも表現しなくなるで
 あらう。このような点から、「農業集落」が調査対象としてとりあ
 げられ、とくにその農業集落の構造をあきらかにするような調査項
 目^{**}がつけ加えられているのである。

*「農村動態調査」は昭和三〇年二月一日に実施された「臨時農
 業基本調査」の事後調査および次期センサス(昭和三五年)の準
 備調査を含めておこなわれている。「農業集落」調査は「臨時農
 業基本調査」においてはじめてとりあげられた。

** 集落における家の歴史、同族関係、集落内の部落的共同の諸
 関係(農業集落内の団体・部落会費・用水・共同林野・共同作業
 場等)その他。しかしこれらの諸項目については原資料において
 十分な分析に堪えるような記入はわずかである。

そこで、これら調査対象とされた農業集落一四〇余のうちの若干
 について、その農業集落の性格にはどのような差異がみられるであ
 ろうか、その差異を生ぜしめる諸側面はどのように関係しあってい
 るであろうかを、検討してみようとするものである。ここにとりあ
 げた農業集落は、青森県八戸市N集落、栃木県鹿沼市北赤塚町H集
 落、群馬県群馬郡京ヶ島村N集落、同県高崎市(旧豊岡村)H集落、
 同県勢多郡富士見村U集落、埼玉県羽生市(旧新郷村)I集落、同

県羽生市(旧井泉村)D集落、千葉県長生郡白子町H集落、同県印
 旛郡遠山村H集落、神奈川県高座郡大和町N集落、新潟県十日町市
 U集落、石川県輪島市I集落、山梨県韮崎市(旧大草村)S集落、
 長野県南佐久郡中込町S集落、岐阜県大野郡久々野町I集落、愛知
 県豊橋市岩田町K集落、滋賀県伊香郡木之本町K集落、広島市深安
 郡深安町D集落、広島県賀茂郡川尻町N集落、宮崎県宮崎郡清武町
 N集落、同県北諸県郡高崎町N集落、鹿児島県薩摩郡宮之城町S集
 落、同県肝属郡東串良町U集落、同県始良郡隼人日当山町N集落の、
 二四集落である。そのいずれも水田率七〇%未満の、「中間地帯」
 あるいは「畑作地帯」に属し、かついわゆる都市近郊農村ではない
 集落である。

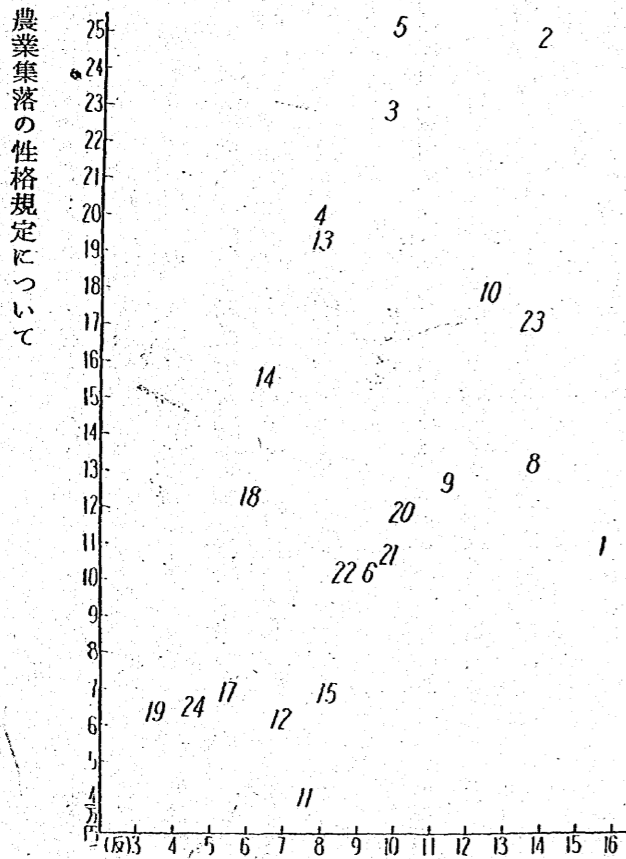
「農業集落」の性格というとき、それを規定する一つの、かつ基
 本的な点は、そこにおける農家経済がどのようにして再生産されて
 いるかという点であらう。そして、ここに考察の対象とした「中間
 地帯」乃至は「畑作地帯」に属する集落にあつては、水田経営を中
 心とする集落にくらべて、土地利用も、したがって経営組織も雑多
 であり、農家経済の再生産を可能ならしめる限界経営規模を規定す
 る要因もけっして単純ではない。それが、このような集落を考察の
 対象とした所以でもある。これら諸集落の概要は第1表および第2
 表にかかげたごとくである。

第1表 対象とした農業集落の一覧表

集落番号	集落名	水田率 (%)	二毛作率 (%)	経営耕地面積別農家戸数													平均面積 (坪)	農産物販売額別農家戸数													平均販売額 (千円)															
				3反未満	3反~5反	5反~7反	7反~10反	10反~12反	12反~15反	15反~20反	20反~25反	25反~30反	30反~35反	35反~40反	40反~45反	45反以上		2万未満	2万~5万	5万~10万	10万~15万	15万~20万	20万~25万	25万~30万	30万~35万	35万~40万	40万~45万	45万以上																		
1	青森県八戸市N	38.7	0.0	1	3	7	1	2	5	10	6																		15.8																	(110)
2	栃木県鹿沼市北赤塚町H	67.3	33.4																										14.0	4	4	3	3	1	5	2								250*		
3	群馬県群馬郡京ヶ島村N	64.8	98.4	1	2	7	1	2	5	5	1																	9.8	2	2	3	4	1	2	2	1	1	1					229			
4	高崎市旧豊岡村H	51.9	97.6	4	5	7	3	4	3	3	3																	8.0	2	2	3	3	3	5	2	4	2					200				
5	勢多郡富士見村U	23.8	89.6	2	2	3	13	10	9	5	1																	10.1	1	2	2	6	6	8	9	5	2					252				
6	埼玉県羽生市旧新郷村I	48.8	59.6	3	3	2	10	4	4	3	1																	9.4	7	5	9	5	8	2	1	1					102					
7	旧井泉村D	47.2	17.0	1	2	2	7	2	2	1	4																	10.7	1	6	4	4	7	2	2	1					133					
8	千葉県長生郡白子町H	60.7	0.0	1	1	2	4	2	5	9	4																	13.9	3	3	10	2	6	2	2	1					127					
9	印旛郡遠山村H	30.0	0.0	3	4	2	3	4	3	4	1																	11.5	6	1	5	4	6	6	1	2					127					
10	神奈川県高座郡大和町N	2.1	0.0	1	1	1	4	4	1	4	6																	12.6	2	2	4	4	2	6	3		1				180					
11	新潟県十日町市U	68.1	0.0	1	3	4	4	3	2																			7.7	5	6	6									40						
12	石川県輪島市I	64.0	0.0	1	6	7	9	5	3																			7.0	6	6										(62)						
13	山梨県韮崎市旧大草村S	51.9	?	3	2	8	14	7	3																			8.0	3	2	1	7	9	8		4		3		132						
14	長野県南佐久郡中込町S	65.2	3.4	6	5	9	9	5	1																			6.5	7	3	3	5	3	4	5	1				156						
15	岐阜県大野郡久々野町I	60.5	14.7	2	1	3	5	5	2																			8.2	3	6	3	5	1							69						
16	愛知県豊橋市岩田町K	50.8	50.0	6	2	3	6	6	6	2	1																	9.1	8	3	3	5	1						**							
17	愛知県伊香郡木之本町K	65.9	0.0	9	11	7	7	2	2																			5.5	15	6	5	4	3	2	2					69						
18	広島県賀茂郡宮之城町S	62.8	81.0	3	4	5	3	1																				6.1	5	1	2	2	3			1				123						
19	同県北諸県郡高崎町N	48.0	45.4	15	7	7	8	1	8																			3.7	4	7	2	1	3	4	1					64						
20	同県始良郡隼人日当山町N	50.0	85.1	4	4	6	7	6	8																			10.2	4	7	9	9	6	2	1	3					119					
21	同県肝属郡東串良町U	52.8	11.8	8	1	3	10	11	11																			9.9	4	7	7	7	9	3	3	1					107					
22	同県薩摩郡宮之城町S	69.4	90.9	1	3	7	8	2	4	2																		8.7	1	5	10	4	4	4	4					108						
23	同県鹿嶋市I	21.3	65.7																									13.8	1	1	1	5	7	7	3	3	1				172					
24	同県勢多郡富士見村U	69.2	100.0	10	5	5	1	2	6	4	3																	4.5	11	4	4	2	3	1						65						

()は個別資料を欠いたため、報告書の記述からの推計。* 販売額不明の1戸を除く。** は資料を欠く。
 農業集落の性格規定について

第1図 一戸当り平均農産物販売額と一戸当り平均経営耕地面積との相関
(数字は集落番号を示す)



農業集落の性格規定について

一戸当り平均農産物販売額が経営耕地面積に増加するものとすれば、同一経営耕地面積で販売額が低位にあるのは、土地利用度が低く、また生産力の相対的な低さを示すものといえる。このようなところでは商品化農産物の導入はおくられるか、また導入されたにしてもその販売額は相対的に小さい。

ところで、農民を「商品生産者」として把える見地から、農林省は、農産物販売総額三万円未満の農家を「自給農業」、二万円以上一〇万円未満の農家を「半商品生産農業」、一〇万円以上の農家を「商品生産農業」と分類している（昭和三〇年「臨時農業基本調査」）。そこでいま一応その基準にしたがうならば、一戸当り平均農産物販売額一〇万円未満の集落は、そこにおける農家の大部分が自給

得率の異なる各部門から成る、異なった農業経営組織をもつ農家の経済力をただちに同一であるとすることは出来ない。しかし右の資料ではこれらを厳密に補正すべき材料はあたえられていないので、便宜上、資料に掲げられた販売額によらざるをえない。

農産物販売額がまず一次的に経営耕地面積によって左右されるのは当然であるが、さらにそれは土地利用の形態によって影響される。土地利用度の高い集落においては経営耕地面積は同一でも、農産物販売額は当然多くなるであろう。ここでは、「集落」を問題にしているのだから、個々の農家における家族構成（それは生産された農産物の自給部分と商品化部分とへの分割に影響をもつ）の差

異は捨象される。集落としての平均販売額の低さは、また集落として農家経済再生産のための兼業収入への依存度の高さをものがたるものであろう。もっともここにとりあげた数値はその集落における農家一戸当り平均であり、それぞれの集落における販売額・経営耕地面積の上限と下限の幅およびそれぞれの階層における農家の分布（第1表参照）は無視されているので、これらの平均値がつかないらずしも同じ意味をもつとはいえない。そこで集落の性格をあきらかにするために、さらに集落内部の事情が具体的に考慮されねばならないであろう。

農産物販売額が経営耕地面積に応じて増加するものとすれば、同一経営耕地面積で販売額が低位にあるのは、土地利用度が低く、また生産力の相対的な低さを示すものといえる。このようなところでは商品化農産物の導入はおくられるか、また導入されたにしてもその販売額は相対的に小さい。

第2表 集落における販売農産物の構成

集落番号	米	麦類	雑穀類	穀類	蔬菜園芸	工芸作物	果樹	養蚕	酪農畜産	その他
1										
2	64.9		1.0	0.9	17.3				15.9	
3	44.8	23.6						25.8	4.8	1.0
4	18.2	10.3	0.6	26.6			11.6	18.9	13.8	
5	12.8	13.1	10.4	10.4				45.1	7.5	0.7
6	50.4	35.6								14.0 (米・麦以外の商品は一括されている。)
7										
8	34.5	10.9	32.5	13.1					7.4	1.6 (蔬菜園芸類の主要なものは落花生である。)
9	12.3	16.0	9.2	41.8	1.6				16.0	1.1 (")
10		2.3	32.4	4.9				36.2	23.0	
11	41.1	0.9						50.0	8.0	
12	44.5			48.1						7.4 (「その他」は農産加工品の販売額である。)
13	18.4	7.5						60.5	13.6	
14	37.1			23.3				15.5	12.0	1.2
15	52.0			2.5			1.0	35.0	9.5	10.9 (養蚕)
16										
17	70		1.0	3.0	1.0		1	11	13	
18	23.2		1.8		72.2				2.8	(工芸作物は煙草)
19	5.6		8.5	8.3	48.5		2.0		27.1	(工芸作物は煙草)
20	21.2	6.2	12.5	30.8	12.6			0.3	4.5	11.9
21	63.1	4.8	14.6		5.4			4.9	7.2	
22	64.7	1.9	1.5	7.7	7.6			11.4	5.2	
23	21.3	0.1	32.3	0.1	45.4			0.8		(工芸作物はなたね・茶)
24	33.5	6.5			53.0				1.3	5.7 (工芸作物は煙草)

二 経営組織と土地利用

右の諸表にあきらかなように、右の諸集落は、その土地利用の形態においても、農民階層の分布においても、農産物販売高においても（したがって兼業収入への依存の度合いについても）、さまざまであるが、これらの集落の性格をあきらかにする点から、若干の類型化をこころみるために、第1表において算出した一戸当り平均農産物販売額と一戸当り平均経営耕地面積との相関をとってみれば、第1図のような結果がえられる。

*ここに提示された資料の「販売額」は農家からの聴取調査であるから、厳密な意味での農家の現金粗収入として、各集落間、および各農家間の比較基準とする場合、若干の問題を含むことを注意しなければならぬ。第一に、その額は農家の実際よりかなり低く（とくに米作中心の農家に比して）商品作物の導入されている農家において）示されるのが常であるということ。第二に、販売額が同一でも、商品化率および所

農家乃至半商品生産農家であるということが出来るであろう。右の表ならび図において一戸当り平均農産物販売額一〇万円未満の集落は集落番号19・24・17・12・15・11の諸集落である。

しかしながら、一面において半商品生産農家乃至は自給農業的側面をもつこれら諸集落相互の間の性格の差異は、一戸当り平均経営耕地面積にみられる差異および農家階層の分布の形態(第1表)に明瞭である。

19 (広島県賀茂郡川尻町E集落)・24 (鹿児島県島始良郡隼人日当山町N集落)・17 (滋賀県伊香郡木之本町E集落)は農家の集中層が三反未満乃至は五反未満にあり、また農産物販売額二万円未満の「自給農家」階層が多い。

19は三反未満層に農家の二分の一が集中して、農家間の経営の差が非常に大きい。そして一方では具市への通勤を主とする兼業農家および漁業を兼ねる農家が多い。しかしその反面、役肉用牛の成育肥育、煙草の耕作等の商品生産が導入され、三反以下で兼業収入のない農家では耕地の大部分に換金率の高い煙草を耕作している特殊な経営形態をとっている。総じて経営規模が小さいため農産物販売額は小さいが、商品経済との接触面は大きく、商品化農産物の導入が労働力の商品化によってそれに対応することをよぎなくされながら、農家としては解体の傾向をたどっている。

24も飯米自給の兼業農家を主とする下層農家に対して、上層農家は煙草と米作に中心をおき、一部は牛馬生産をいとなんでいる。経

はきわめて少数である。

11では農産物販売額一〇万円を超える農家は一戸もない。飯米自給農家がすべてである。現金収入源となっているものは養蚕であり、それと冬の期間季節出稼によって農家経済は支えられているのである。

農産物販売額一戸当り平均一〇万円以上をあげている諸集落についてみても、同一類の農産物販売のために要する経営耕地面積は同一ではない。そしてこの点からすれば、販売額二〇万円以上をあげるために七反以上という限界線がひかれる18 (広島県深安郡深安町D集落)・14 (長野県南佐久郡中込町S集落)・13 (山梨県韭崎町S集落)・4 (群馬県高崎市H集落)・3 (群馬県群馬郡京ヶ島村N集落)および五反歩以上という限界線をもつ5 (群馬県勢多郡富士見村U集落)を同一類型として概括することが出来る。これらの諸集落はいずれも、第2表にみられるように煙草(18)・水田養蚕(14)・養蚕(13)・4・3・5といった商品化率の高い生産物を導入し、経営の多角化が進み、土地利用度も大である。これら集落相互の間に生ずる平均農産物販売額の差は、経営耕地規模階層および農産物販売額階層における農家の分布状態にみられる差異(たとえば5における一町一町五反層・二五万―三五万層への集中。14における経営規模の五反―一町層への集中、そして地域的特質から、経営形態に応じて同一階層の農家もその販売額はかなりの幅があらわれているということ。18における七反―一町層・一五万―二

農業集落の性格規定について

営規模八反以上層には二〇万円以上あるいは二五万円以上の農産物販売額をあげるものも出てくる。しかし農民層の分解は進み、上昇傾向はすくなく総じて下降傾向が著しい。

17. 経営耕地面積七反未満・農産物販売額一〇万円未満の農家と、経営耕地面積七反以上・農産物販売額一〇万円以上の農家とが、はっきりと区別されている。(米作と養蚕とで一〇万円以上の販売額をあげている五反層農家一戸をのぞく)この集落では自然条件が劣悪で(二毛作田なし)、耕地が狭小なので、地方公共団体や製材所等への勤務を兼業とする農家が多く、農業経営の中心は七反以上層におかれている。そして上層農家は米作を主体とし、養蚕・養畜を主要な商品化生産物としている。かつては産線製糸が盛で生糸間屋として産をなしたのもあって、「農業経営面にも生活面にも一般に進歩的な面がうかがわれる」(滋賀県伊香郡木之本町E集落昭和三〇年農村動態調査報告書「一頁」)。

これに対して、15 (岐阜県大野郡久々野町I集落)・11 (新潟県十日町市U集落)は、いずれも経営耕地規模に特別の農家集中層をもたない。強いていえば七反乃至一町前後である。農産物販売額も経営規模に応じて増加しているとはいえず、その額は総じて低い。

飛騨地域に属する山村15は、ほとんどが一毛作田である水田を主体に、立通し桑園による養蚕と若干の畜産を商品化する、半商品生産農業と自給的農業によって構成されている。農閑期がながく、ほとんどがなんらかの兼業に依存し、農業のみで生計をたてる農家

五万層等をみよ)によるものである。

*5は古くから養蚕・馬産があり、戦後乳牛・養蚕・野菜の導入が顕著である。4は明治初年から販売用野菜が栽培され、養蚕について果樹がはいり、水田冬作に麦、春作に胡瓜を作付した水田三毛作がすすんでいる。14の水田はほとんどが一毛作であるが、水田養蚕に加えて、水田利用のトマト、結球白菜が導入、研究されている。

これに対して、同じく二〇万円以上の販売額をあげるために、22 (鹿児島県薩摩郡宮之城町S集落)・23 (鹿児島県肝属郡東串良町U集落)・6 (埼玉県羽生市T集落)は一町以上、21 (宮城県北諸県郡高崎町N集落)・9 (千葉県印旛郡遠山村H集落)は一町二反以上、20 (宮城県宮崎郡清武町N集落)・8 (千葉県長生郡白子町H集落)・10 (神奈川県高座郡大和町N集落)・2 (栃木県鹿沼市北赤塚町H集落)は一町五反以上をその限界線としている。そしてそのいずれも、2を除けば、農産物販売額二〇万円を超える農家はきわめてわずかであることは、第1表および第1図にあきらかなところである。これらの諸集落が同一販売額をあげるのに、前類型の諸集落に比して一層大きな経営耕地を必要とし、また二〇万円を超える農家がきわめてすくない(たとえば前表について9および14を比較せよ)のは、前者にくらべて、それが収益率の低い畑作経営を中心とするものであるか、土地利用形態の単純な主穀単一商品生産的経営を主体とするものであるか、劣悪な自然条件のもとで低い生

第3表 農機具の導入

集落番号	動力耕耘機台数(所有形態)	動力脱穀機導入の階層および形態
1		12反~15反層以上。但し共有。
2		5反~7反層以上。ほとんど全戸。
3		8.7反1戸, 12反以上層3戸計4戸の個人有のほか, 共有形態で全階層。
4	1 (6戸共有)	7反~10反以上。下層は共有形態。
5	2 (4戸共有)	8反以上層。下層は共有形態。
6		7反~10反層以上。
7		(資料を欠く。)
8		10反~12反層以上。下層になし。
9	1 (30反~35反層個人有)	9反以上。
10		共有でほとんど全階層。
11		ほとんどなし。
12		10反~12反層。
13	3 (個人有・4戸共有・5戸共有)	10反~12反層以上。以下の層は共有。
14		きわめて少数, 斑点的。
15		8反以上層。以下の層になし。
16	2 (12反~15反層および15反~20反層個人有)	5反~7反層以上。すべて共有。
17		(資料を欠く。)
18	1 (6戸共有, 部落外を含む)	共有で全階層。
19		6反以上。
20		(資料を欠く。)
21		(資料を欠く。)
22		中・上層に3。ほとんどなし。
23		上層に2。ほとんどなし。
24		上層に1。ほとんどなし。

農業集落の性格規定について

産力をよぎなくされているか等の点にもとづくものであろう。

千葉県の二集落8・9についてみれば、前者は甘藷・落花生、後者はとくに落花生の商品化の目立つ穀作商品生産農業の集落であつて、さらに近年、前者では下層に豚の飼育、また後者では果樹の栽培、養豚、乳牛の飼育、農機具の整備等合理化された経営への動きがうかがわれるが(このような経営組織にみられる段階的差異が、前にあげた一町五反と一町二反との境界線の差異に結果する)、水田の多くは天水乃至は湧水依存の湿田で低生産性を示している。

宮崎県の二集落20・21のうち、前者は耕地整理された二毛作水田をもち、宮崎市に近いところから蔬菜・園芸作物の占める割合を高めているが、「例年の台風による被害に加えて、秋落田が約四〇%もあること等から、水稲作の比重を他にぐらべて相当低いものにしてゐる」(「宮崎県宮崎郡清武町N集落昭和三〇年農村動態調査」九頁)のである。後者では水田は深田が多く一毛作で、米・甘藷の耕種農業に依存し、畜産・養蚕がそれをおぎなっている。

22は水田稲作を中心とし、煙草・養蚕・蔬菜をそれにつぐ現金収入源としてもつ主穀商品生産農業の集落である。23は明治初年における開拓入植部落として形成され、畑作が優越していることと相まって、一戸当りの経営耕地規模は大きい。甘藷・なたね等を主たる収入源とする「典型的な」畑作の純農村である。この地帯は、いづれも、俗に「シラス地帯」とよばれている火山灰地帯である。

6. 行田市・羽生市および近辺の被服工場の工具を主たる兼業形

態とし、水田裏作に小麦、畑作に大麦・馬鈴薯・甘藷・蔬菜を作付する主穀単一商品生産農業の集落。

10. 養蚕と養畜(とくに養豚)を主たる商品生産とする畑作集落。
2. この集落では、農家階層が経営耕地面積一町五反未満・販売額二〇万円未満の層(一二戸)と、経営耕地面積一町五反以上・販売額二五万円以上の層(九戸)とはっきりと分れている。そして主穀以外に大麻・ビール麦・畜産を導入した多角経営・商業的農業がいとままれているのであるが、これら大麻・酪農・養鶏等の導入は一町五反以上層、とくに二町以上層に顕著で、そのために右の二つの階層間に農産物販売額に開きを生じてきわめて大きな開きが生ずるにいたっている。(養鶏に力を注いでいる二町五反経営の一農家は六六万円、一町六反経営の一農家は五〇万七千円の販売額をあげている。)一町五反未満層では販売総額中に占める畜産物の比重が減少し、大麻の比重が増している。また一町五反以上層ではビール麦の販売が多し、大麦・小麦は家畜の飼料にまわされることが多いが、一町五反未満層では大麦・小麦を多く販売している。

1 (青森県八戸市N集落)では、水田一毛作に、畑作は自家用蔬菜と若干の八戸市への出荷、ほかに耕地面積の七・四%を占める果樹園にリンゴが作られているのみで、土地利用度はきわめて低い。この集落では農家としての形態をとるのは一町二反以上層である。これらの諸集落に比すれば18乃至5にいたる諸集落においては、

経営規模の拡大にもなる農産物販売額の増加の割合は大であることをここに附加えるべきであらう。

三 技術水準

I 耕耘労働過程

ここに考察の対象とした諸集落においては、耕耘労働過程はなお畜力による耕耘の段階である。動力耕耘機は4・5・9・13・16・18の集落に、しかも極く僅かの台数が導入されているにすぎない。

4. 1台(七反一町層二戸、一町二反一町五反層二戸、一町五反一町二層二戸計六戸の共有。)節減された労働力を他の農作業に振りむけることに購入の最初の目的があった。共有に加わった最小経営規模の農家は労働力不足で農繁期に雇入れる日雇の排除が共同購入に加わった理由である。この動力耕耘機で集落内二〇戸の貸耕がおこなわれている。

5. 1台(五反一七反層、七反一町層、一町一町二反層、一町二反一町五反の各

層に属する農家四戸の共有)。賃耕を予定して導入し、これによって役肉牛を肥育販売目的に変更することを考えている。

9. 1台自作地主で上昇傾向にある農家(三町一三町五反層)の個人有。

13. 3台(個人有1、四戸共有1、五戸共有1)。購入以前にも長野県から二八年・二九年の二カ年田植時に賃耕に来ており、購入によってはじめて使用されるにいたったわけではない。個人有農家は一町一反経営で、導入の目的は労働力の不足を補うにあった。共有は主として一町以上経営農家であるが、四戸共有のなかには六・二反という経営もある。現在動力耕耘機で耕作している農家は、賃耕をも含めて三七戸中三二戸。自家所有の牛を使わずに動力に頼るようになった傾向は三〇年に急増し、現在では牛飼育は厩肥生産が主たる目的である。

16. 2台(一町二反一町五反層および一町五反一町二町層の農家の個人有)。いずれも上昇傾向をもち、酪農に主力をおく上層農家である。

18. 1台(八反一町層二戸、他部落の四戸を含めた六戸共有)。ここにかがわれる傾向は、一つは9および16におけるように、若干の上向的な上層農家による導入である。も一つここにみられるはいり方は、商品生産の進んだ集落において、共有を主たる形態とし、その導入は集落内の比較的上層農家を中心とするといえ、かならずしもそれに限定されないという形である。ここでは、農繁期

労働力の不足の解消という目的ももちろんあるであろうが、同時に土地利用の一層の高度化(労働手段の高度化によって生じた余剰労働力が一層集約的な作物の導入を可能にする)乃至は経営組織の転換(たとえば役牛の肥育牛への転換)、賃耕による収入の増加その他が考えられているのである。

II 脱穀調製過程

現在における農業技術の一応の水準は、ここに考察の対象とした諸集落に関するかぎりでは、脱穀調製過程、とくに脱穀過程の動力化に示されると思われる。いまこれらの諸集落について、動力脱穀機のはいり方——七・八割までが動力脱穀機をもつにいたる階層および所有の形態——についてみれば、第3表のごとくである。

動力脱穀機が導入されるためにはある程度の経営耕地面積を前提とするであろうし、またそれは土地利用の形態によって影響されるであろう。そして右表によれば動力脱穀機個人有の限界は大體七・八反以上とみることが出来る。そして、商品生産のすすんだ、したがって農作業に高い「集約度」を要求される諸集落では、それ以下の経営においても共有という形態でほとんど全階層に導入されていることに、注意すべきである(5・3・4・13・18)。その反面、水田単作的性格の濃い集落では、その導入は一町以上層であり、また一町二反以上層である場合もある。

14は一農家当り、そしてまた反当りにもきわめて高い販売額をあげている集落であるが、水田一毛作に水田養鯉といった特殊な経営

をもつ集落であり、動力脱穀機はきわめて少数、しかも斑点的に導入されているにすぎない。一戸当り比較的広い経営耕地面積をもつ畑作商品生産集落10では、動力脱穀機はほとんど全階層に導入されているが、それは共有という形態をとっている。一方、同様に一戸当り経営耕地面積の大きい、水田(二毛作率三三・四%)を中心とする・商品化率の高い耕種農業集落2では、ほとんど全戸に個人有の形態で導入されているのである。

これに対して、おくれた農業集落である1では、一町二反以上層にはじめてその導入をみるのであるが、個人有は一戸もない。また農家のほとんどすべてが自給農業乃至は半商品生産農業からなっている11では、動力脱穀機の導入はほとんどみられないのである。

III 雇傭労働

A 常雇。常雇は農家の主幹的農業労働力の補充としての意味をもっている。ここに対象とした集落においては群馬・千葉の諸集落の上層農家にきわめて僅かみられるにすぎない。

*3の一町五反一町二町層に一戸、4の一町二反一町五反層に二戸、8の一町五反一町二町層に四戸、二町一町五反層に二戸、二町五反一町三町層に一戸、9の七反一町層に一戸(この農家では主人は郵便局長、農耕はその妻と常雇及び日雇によっておこなわれている)、一町五反一町二町層に一戸。

1の一町二反層以上の経営では、二・三男の労働力が補助的労働力としてきわめて大きな役割をもち、家族労働の一〇%—二八%に

農業集落の性格規定について

及んでいるのである。これに対して、日雇等の補助労働は一・四%—二・七%を占めるにすぎない。季節的雇傭労働力が簡単に獲得出来ないという事情にもとづくものである。

B 日雇。「ゆい」・「手伝い」その他。家族労働力の不足は農繁期における日雇その他の雇傭労働力および「ゆい」その他によって補われるのが普通である。

いまここに対象とした諸集落について、雇傭労働への依存度を階層別にみれば第4表のような結果がえられる。

*ここで、「ゆい」、「手伝い」等は、総投下労働量の一部ではあるが、本来的な意味の雇傭労働とは性質を異にするものと考え、別個に取扱った。

これによれば、商品生産のすすんだ集落ほど日雇・季節雇を入れている農家が下層にまで及んでおり、またそれを入れている農家ではその比率が比較的高い*。そして、これらの集落では、一方で農家における主幹的労働力が兼業に従事し、他方で農繁期に日雇・季節雇を入れるといった傾向さえ、時にみられるのである。

*但し集落によってその比率の異帯に高い階層がまみられるのは、その階層の農家戸数がすくないことから、特殊事情をもつ農家の影響がそこにつよくあらわれているためである。(たとえば1の一町五反一町二町層、5の三反一五反層、9の七反一町層)。これに対して、右の集落ほどに商品生産のすすんでいない集落では、下層は農繁期においても日雇・季節雇にたよることはない。8

第4表 雇傭労働への依存度

集落番号	雇傭労働を雇入れない農家戸数										雇傭労働を雇入れる農家の雇傭労働への依存度												
	3反未満	3反~5反	5反~7反	7反~10反	10反~12反	12反~15反	15反~20反	20反~25反	25反~30反	30反~35反	35反~40反	3反未満	3反~5反	5反~7反	7反~10反	10反~12反	12反~15反	15反~20反	20反~25反	25反~30反	30反~35反	35反~40反	
1	1	3	6	1	4	5	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	2	2	2	4	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	4	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	1	1	2	2	3	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	4	4	4	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	3	3	2	6	3	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	1	2	2	3	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	2	4	1	3	3	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	1	4	1	1	3	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	1	1	1	3	2	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	1	2	0	6	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	1	5	6	8	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	1	1	3	2	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	3	3	3	4	2	4	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	2	0	3	2	4	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	2	2	3	3	4	3	3	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	6	5	4	4	4	3	3	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	7	2	4	4	4	4	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	2	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
20	3	2	6	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
21	0	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
22	0	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
23	0	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
24	8	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

雇傭は家族労働のなかに含まれた。
 「ゆい」「手伝い」は雇傭労働のなかからのぞかれている。

ではこのような労働力の雇傭のおこなわれるのは七反層以上であり、10・16等でも同様である。1では一町二反層以上である。そして雇傭労働に依存するかしないかは、労働市場の狭い場合には一層家族構成に左右されるといわねばならないので、(このような集落でも下層の農家が雇傭労働を入れている場合もないわけではないが)雇傭労働をいれている農家でもそれへの依存度は、商品生産のすすんだ集落に比べれば一般にひくいといわねばならない。

また、経営規模が小となるにつれて「ゆい」・「手間替え」・「手伝い」といった形に依存する割合が大きくなっている。22にその典型をみることが出来る。そして、雇傭労働を全くいれていない農家でも、農繁期には多少の「ゆい」・「手伝い」等に依存していることが多い。1では「ゆい」・「手伝い」に依存していない農家は「一町二反—一町五反層でも二戸、一町五反—二町層で三戸、二町—二町五反層で二戸にすぎない。ここでは日雇・季節雇と「ゆい」・「手伝い」との比率は、前者の三八%に対して後者六二%である。

一般に、商品生産のすすんだ集落とおくれた集落とでは、前者において「ゆい」・「手伝い」が日雇・季節雇におきかえられていく傾向が顕著である。「ゆい」・「手伝い」が農繁期の労働需要をまかなうものとして広汎にのこっているということは、集落における共同体的結合の強さを示すものといっているであろうが、概して水田単作的性格をもつ集落において「ゆい」・「手伝い」に依存する傾向が大きいように思われる。養蚕地帯である3では日雇・季節雇と

農業集落の性格規定について

「ゆい」・「手伝い」との比率は前者八一・一%に対し後者一一・九%、同じく養蚕地帯の集落である4および5をとってみれば、その比率は前者において七三・七%と二六・三%、後者において八二%と一八%となっている。これに対して、商品生産のすすんだ水田一毛作集落14では、右の比率は三六・三%と六三・七%である。他方、経営が一般に小規模で「雇傭労働は極度にすくなく、殆んど自家労働に依存している」11では、掃立時期における労働力は——田植期と重なって——「ゆい」で補っており、「従ってこの時期において『ゆい』『手伝い』は最も盛んである」(「新潟県十日町市U集落昭和三〇年農村動態調査」三六・三八頁)*。

*但しこの資料は「ゆい」・「手伝い」の日数を欠いており、したがってそれへの依存度は不明である。

四 兼業の諸形態

以上において、土地利用の形態・経営組織、農業労働手段の水準、補助的農業労働への依存の形態を主要な項目として、それが集落によってどのように異なっているかを見てきた。それを差異あらしめるものは、相異なった自然的諸条件に適応しておしすすめられる商品生産の浸透の形態である。商品生産の浸透は農産物の商品化と同時に労働力の商品化を促がす。そしてそれはまた農民層分解の過程にほかならない。労働力の商品化は農家が兼業農家化する主要な側面である。

第5表 兼業の階層と専業可能限界

兼業階層番号	I. 主柱的労働力の兼業										II. その他の家族労働力の兼業										専業可能階層の階層		
	3反未満	3反~5反	5反~7反	7反~10反	10反~12反	12反~15反	15反~20反	20反~25反	25反~30反	30反~35反	35反~40反	40反未満	3反~5反	5反~7反	7反~10反	10反~12反	12反~15反	15反~20反	20反~25反	25反~30反		30反~35反	35反~40反
1	1	0	1	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	1	6			15~20反
2	2	2	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1			12~15
3	1	2	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			10~12
4	4	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			7~10
5	2	2	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			7~10
6	1	1	2	7	0	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	0	0	1	1			7~10
7	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	0	0	0	0			7~10
8	1	1	0	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			7~10
9	3	3	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3			7~10
10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			7~10
11	0	3	1	1	1	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3			7~10
12	1	5	4	4	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6			7~10
13	3	2	1	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4			7~10
14	5	5	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			7~10
15	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			7~10
16	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			7~10
17	9	9	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4			7~10
18	3	3	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			7~10
19	12	8	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3			7~10
20	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			7~10
21	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			7~10
22	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			7~10
23	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			7~10
24	9	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3			7~10

主柱的労働とはその階層において農業経営を担うべき世帯主(母として後継者を含む)またはそれに代るべき家族員を指す。またこれに代るべき家族員を指す。各集落における階層別農家戸数については第1表参照。
 家族員のうち主柱的労働が農業以外の労働に従事し、また他の家族員が兼業労働に出ている場合にはI、IIの双方に1戸として計上した。各集落における階層別農家戸数について「専業可能限界の階層」欄のイタリック体はその集落において専業農家がかなりの程度でみられる階層の下限を示す。16および19の集落では、専業農家といわれるものは極く少数である。

農業集落の性格というとき、それを規定する基本的な点は、そこにおける農業経済の再生産構造である。そこで、最後にこれら諸集落における兼業の諸形態を考察して、そこにどのような特徴がみられるかを検討することとしよう。

いま、これら諸集落について、階層別に兼業(主柱的労働力の兼業およびその他の家族労働の兼業)の分布をみれば、第5表のごとくである。

これによれば、専業の階層性が明瞭にあらわれている集落もあれば、それがかならずしも明確ではない集落もある。農家が専業農家たりうるか否かは、単に経営耕地面積によるものではなく、個々の農家の土地利用の集約度、家族構成、労働機会獲得の条件、生活水準等々が関連してくる。ただ、ここでは一般的に専業可能条件および限界を検出するのではなく、専業の階層分布が集落相互の間でどのようにちがってあらわれているかを見ようとするのである。

専業農家はある一定の経営規模以上でないと可能にならない。右表によれば、商品生産がすすみ、反当り販売額も大きい集落では専業可能限界は一般に低く、大体七反—一町層、ときとして五反—七反の階層におかれる。その他の集落では一町—一町二反層、ときとして一町五反以上層である。農産物販売額からいえば一五万—二〇万円以上というところにその限界がも定められる。もっともこの限界も、集落のもつ個別的事情、農家の階層分布、労働機会の大小を

農業集落の性格規定について

の他によって多少の偏倚があるのはまぬかれない。集落3では、七反—一町層に主柱的労働力の農閑期兼業が多く、そのため専業可能限界として一町—一町二反層という線がひかれているのである。

一般的にいえば、その集落において経営規模の大きい方から、標準的家族構成の専業農家が分布する。そして、1におけるごとく上層は、他の集落ならば多くは他出すべき二・三男を自家農業経営に使用している——これらは長期にわたり使用するものではなく、過渡的な性質のものであるが——ものもみられる。この集落では一般に家族労働の投下量は大きく、五反—七反層においても七〇〇日を超えている。農業技術水準の低さをものがたるものであるが、農機具導入の水準も低いことはさきに指摘したところであるが、畜力の利用とともに多少とも農機具の整備されてくる、いわば農家としての形態をとるにいたるのが、この集落では一町二反以上層からである。また、8では、上層に役職的な兼業農家や教員等が多く、これらの農家ではたいてい常雇において農業労働力の不足をおぎなっているといった事例がみられる。すなわち、恒常的兼業に従事する主柱的労働力と常雇労働力との代替である。もっとも、これら常雇はこの集落のものもあるが他の集落からのものが多く、この集落の下層農家は附近の澱粉工場や織物工場等に出ているものが若干、その他農業日雇等を兼業としている。一農家当りの平均耕地面積が小さいところでは、専業農家はあっても上層の極く少数にそれがみられるにすぎない。16・19等におけるがごとくである。そして生産力の

低い、自給的農業乃至は半商品生産農業の集落である11あるいは15では、最上層まで主柱的労働力の兼業がみられ、専業というべきものはほとんどない。しかも労働市場は狭く、前者では臨時的な季節的出稼ぎ、後者では伐木・自家製炭等の山林労働がその主たる兼業労働となっている。

それ以下の階層、すなわち専業可能限界階層の下層には、家族構成の小さい農家の専業、家族労働力の多い農家では主柱的労働力の臨時的兼業といった形態がみられる。そして、6・14・24のような都市周辺乃至は交通の便にめぐまれた集落では兼業機会にもめぐまれ、したがって、主柱的労働力の恒常的兼業が、専業農家とならんで上層まであらわれている。ここでは専業農家と兼業農家の混在する階層の幅が広い。それぞれの農家のおかれた社会的・自然的諸条件のもとで、商品作物の導入と労働力の商品化とのあいだに選択がおこなわれているのである。

七反以下(または五反以下)の農家では主柱的労働力の恒常的兼業をともなっている場合が多い。そしてこの階層では一農家から何人もが農業外の労働に従事していることもある。またこの階層でも、兼業労働に出うる家族員を欠くかあるいは家族数のすくない農家は専業農家の形をとっているのがみられる。この場合の専業化は農業経営に十分な条件がそなわつたうえでの専業化ではなくして、家族形態の不完全性、いわゆる「不完全農家」たることによるものである。すなわちこの階層は、「不完全農家」による専業と主柱的

労働力の恒常的兼業との混在から成っている。

その他の家族労働力による兼業は、一に労働機会と家族構成にかかわる問題であり、その職種を別とすれば、その分布に特定の階層性はみられない。

*ここで兼業農家というとき、それは農家経済における主柱的労働力の兼業についていわれるべきであり、したがって、その他の家族労働力の兼業は、その農家が専業農家たることをかならずしもさまたげるものではない。

五 総 括

農地改革は小作地の大部分を自作地化し、広汎に自作農を創設することによって、それまでの土地所有形態を変貌せしめた。したがってこれらの集落における土地所有形態から——大地主の手に土地が集中されている集落であるか、中小地主の集落であるか、自作農の優越している集落であるかといった点から——これらの集落の性格を規定することは、もはや大した意味をもたなくなっている。しかしながら農地改革によってつくり出された土地所有形態は、これら諸集落相互の間に、かならずしも多少の偏差なしとしない。そしてそれは農地改革前の土地所有形態によって影響されることであるとともに、以上に分析したような集落の性格に作用をおよぼす諸条件によって、また左右されるところであった。そのような意味において、農地改革後のこれら諸集落の土地所有形態は、そこから

逆にこれら諸集落の性格をひき出しうるものではないにしても、そこにその総括をみる事が出来る。

*寄生地主的土地所有に對立する自作農的土地所有は「自由な」土地所有権に立脚するという意味において、分割的土地所有としての形式をととのえている。そしてその側面は寄生地主的土地所有に對立するという面において、表現されているとおりである。しかしまたそれを實質的に分割的土地所有たらしめることを阻んだものは寄生地主的土地所有そのものであり、かかる寄生地主的土地所有を土地所有の基本的形態たらしめた日本資本主義そのものであった。農地改革はかかる自作農的土地所有を分割的土地所有の内実を持ったものに近付ける作用をしたというべきである。

農地改革後における農家の所有面積と経営面積との関係を各集落について検討すれば、(A)各階層の農家とも所有規模は経営規模とはほぼ一致している集落(さきに掲げた集落番号でいえば、3・4・6・8・11・13・14・15・19・21・22・23・24の諸集落)、(B)各階層においてそれぞれ所有と経営に若干のずれのみられる集落(2・5・7・9・10・12・16・17・18・20の諸集落)、(C)各階層の農家の所有と経営との間にほとんど関連をみいだせない集落(1)に類別することが出来る。

(A)に属するものなかには、農地改革前にすでに自作農的集落であったものと、農地改革によって自作農的集落になったものとが含まれる。

農業集落の性格規定について

まれる。そして前者には、土地集中の諸条件が欠如し、そのために自作農的集落としての形態をとっている停滞的な集落(11・「この部落ではあまり土地所有に對する積極的関心が薄く、このため地主的性格が顕著でない」)、「新潟県十日町市U集落昭和三〇年農村動態調査」(二頁)。また15)、および、かつて地主の手に土地が集中しながら、農民的商品生産の發達にともない、自作化の方向をたどつた集落(たとえば8・漁業に失敗した旧庄屋であった大地主と甘藷・落花生の栽培を基礎として明治末より大正末にかけて漸次上昇化の方向を辿つた自作農との對抗)、「千葉県長生郡白子町H集落昭和三〇年農村動態調査」(一五—二三頁)。23・移住入植によって成立した集落で、農家のほとんどが小作↓自作の過程で上昇(鹿兒島県肝属郡東串良町U集落昭和三〇年農村動態調査」一・八一頁)等)の、二つの質を異にする集落がある。

後者すなわち農地改革によって(A)の形をとるにいたつた集落は、村外地主の小作地の多かつた集落に主としてみられるところである。しかし、ここに類別される集落では、明治初期から商品農産物がはいるり、土地の移動・農民層の分解は、さきのたとえば8・23等におけるよりは一層はげしいことが、共通にみられるところである。土地は商品経済の浸透を背景として商人・高利貸・あるいは酒造等の地方小資本家の手に集積されている反面、地主の交替・没落もみられ、一部農家の土地買戻し、自作化もあらわれている。そして、これらの地主は村外地主が大半を占め、村内地主にはあまり大

きなもののみられない集落では、農地改革によって(A)の形がうち出され、主として村内地主に土地集中がおこなわれているような集落は(B)の形をとっている。

*4では明治期に村外の肥料商が土地を集中(養蚕の導入に対応)、明治大正期にかけて村内の高利貸・商人等に土地を集めるものが数戸みられた。3では明治以後村外の大地主の手に土地が集申し(集落内には又小作がおこなわれている)、地主の変動もあつたが、農家も明治大正期を通じて変動がはげしかった。かくて「部落民の耕地は長期に亘って村内外地主の手に集中されていたが、農地改革を期して大部分自作地として再び昔の農民の手に戻つた」(群馬県群馬郡京ヶ島村N集落昭和三〇年農村動態調査「五頁」)。14では明治末村外地主の手に土地が集中、村内では商人・金貸し(一戸)が土地をあつめた。24では「耕地は遂隣接戸部落のT某など農村高利貸の手中に渡って小作農民に転落していったものもかなり多く部落近くの骨粉製造所や農業日雇の収入に頼る半プロ農家が出現していった」(鹿児島県始良郡準人日当山町N集落昭和三〇年農村動態調査「五頁」)。13・農地改革前の土地所有の状況は在村中地主三、寺院一、隣村の寺院一が解放地の大部分を所有していた(山梨県韮崎市S集落昭和三〇年農村動態調査「一三頁」)。等々。

(B)の形をとる集落も、商品生産農業の発達程度からいえば、かなりの幅をもっている。集落5および9の対比にあきらかである。

集落の性格を規定した諸条件はまたこれらの集落の共同体的結合のあらわれ方を異ならしめる。かくて、われわれはまた、集落における共同体的結合に、その集落の性格の総括をみる事が出来る。いまその中格たるべき同族結合についてみれば11・15等では集落が同族的結合そのものである(11・二つの同族から成っていて、「夫々同族結合は極めて鞏固で本家は絶対的権力を持ち、その支配力は強く、特に農業労働の面でそれが端的に表われている。見逃し得ないのは本家への手伝いである」(新潟県十日町市U集落昭和三〇年農村動態調査「六五頁」)。15・「大家とその分家のうちの上層農家を中心に一つの固い団結をしている」(岐阜県大野郡久々野町I集落昭和三〇年農村動態調査「三二頁裏」)。いずれも共同体的結合の紐帯として共有林野をもっている)が、他の集落では生産手段・労働力の調達が同族的結合を軸としておこなわれ(1・「津軽地方では……リンゴの比重の増加によって……漸次『結び』が崩れつつあると言われているが、当地区においては未だその段階迄は来て居らない。本家・分家又は嫁入り先という具合で、あくまでも親族血縁の結びつきによって実施されている」(青森県八戸市N集落昭和三〇年農村動態調査「二五―二六頁」)。2・「同族結合はあまり強くないが農機具の共有や麻播きの時には縁故関係が多く見られる」(栃木県鹿沼市北赤塚町H集落昭和三〇年農村動態調査「一頁」)。8・本家と分家との間には労働力・農機具の貸借をめぐっての結びつきがみられる(前掲「千葉県白子町H集落昭和三〇年農村動態調査」

農業集落の性格規定について

ここでは土地所有の形態という側面がとりあげられているのであるから、それは当然である。ただ、これらの集落にみられる特質は農地改革前の貸付地の大部分が村内地主の所有するところであつたという点にあり、農地改革前の小作地の比率が相当低い数字を示しているところでも、在村地主の保有地として小作地が残存しているのである。そして現在の貸付地の所有者は多くは元地主で、また相当の経営規模を有する上層農家である場合が多い。従つて上層に貸付地があり、下層に借入地が散在するという形をとる場合が多い。

*商品生産農業の割合の高い5では古くから大地主なく、集落内に一町―二町の小地主数戸、また小作地の半ばは村外地主の手に分散して存在していた。2では大正期村外の肥料商が土地を集中、その他若干の集落内上層農家が土地を集めた。旧幕時代牧場であつた9ではその牧士の一人が土着して水田を開き地主となり、また大正期成田市の地主が山林開墾のため移住者を小作人として定着させた。

(C)の形をとる1は、商品生産農業のうえに立つ部落内大地主一戸(農地改革による解放面積の大半を占める)および小自作地主と、半商品生産農業乃至は自給的農業をいとなむ自作・小作農家とから成る集落であり、農地改革によってこれら地主の保有地(その一部は調査当時なお係争中であつた)が集落内の農家に広汎に、散在的にのこされることになつたのである。かくて、ここでは経営規模と所有規模の間にはほとんどなんらの関連もみられない。

一三五頁」。22・「部落内の同族結合は強固ではないが、それでも家と家のつながりは割合強く、ゆい・手伝等の労力のやりとりのほか農機具の融通等が行われている」(鹿児島県薩摩郡宮之城町S集落昭和三〇年農村動態調査「三九頁」)。その他、さらに商品生産農業の浸透した集落では、もはや同族結合はほとんど意味をもたないか、わずかにその名残りを止めているにすぎない(14・「昭和二三年以来の強力な農事研究会の推進により農業経営の様相も変り若い人達にその実権が移るに及び同族間の結合は極めて弱くなり、ゆい・農機具の共有、冠婚葬祭にその名残りを止めているに過ぎない」(長野県南佐久郡中込町S集落昭和三〇年農村動態調査「三九頁」)。4・「同族結合は戦後労力不足の解消と用水不足による共同田植が出来なくなると共に薄くなっている。現在同族結合として見られるものは(同族をめぐる神社祭典を別とすれば)極く限られた本家分家関係にある四戸があるだけである」(群馬県高崎市H集落昭和三〇年農村動態調査「九頁」)。3・「同族間の結合は弱く、強いていふならばH家の間において若干の日雇関係が見られる程度である」(前掲「群馬県京ヶ島村N集落昭和三〇年農村動態調査」四七頁)。(附記) この論稿に用いた資料は農林省統計調査部で企画された農村動態調査(昭和三〇年度)にもとづき、各地方統計事務所から提出された報告である。これらの資料を利用する機会をあたえられた農林省統計調査部に対して謝意を表する次第である。